

予備試験

---

## 夏から始める口述対策

---

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0<sup>0</sup>001221 167329<sup>0</sup>

LU16732



## 2016予備試験 夏から始める口述対策

2016年7月29日  
LEC専任講師 武山茂樹

### 第1 今からやらないと間に合わない

- ・論文発表からそんなに間がない
  - ・仕事している方は日程調整も必要
  - ・旧司と違いチャンスは1回。口述で失敗するともう一度短答から。
- ⇒「論文に受かったつもりで」準備する  
民事実務といっても、民法・民訴がベース  
刑事実務といっても、刑法・刑訴がベース  
口述の勉強は、短答、論文、予備試験合格後の新司法試験全てに通用する。  
⇒民事と刑事の夏にしよう！

### 第2 出題傾向の確認

#### 1 民事実務

- (1) 2011年度
- ・消費貸借，保証契約の要件事実，実体法の知識
  - ・管轄
  - ・保全，保全執行
- (2) 2012年度
- ・不法行為の訴訟物，要件事実，実体法の知識
  - ・相殺
  - ・弁論の併合
  - ・和解と執行方法
  - ・利益相反（弁護士倫理）
- (3) 2013年度
- ・請負契約の訴訟物，要件事実論，実体法の知識
  - ・弁護士倫理
- (4) 2014年度
- ・代償請求
  - ・即時取得の要件事実論
  - ・代物弁済の要件事実論
  - ・書証の真正
  - ・民事保全

## 2 刑事実務

- (1) 2011 年度
  - ・勾留
  - ・保釈
- (2) 2012 年度
  - ・放火
  - ・詐欺
  - ・伝聞法則
  - ・証拠採用
  - ・公判前整理手続
- (3) 2013 年度
  - ・住居侵入強盗を中心とする実体法の知識
  - ・差押えを中心とする手続法の知識
  - ・違法性の承継等
- (4) 2014 年度
  - ・預金の占有と詐欺・横領、誤振込み
  - ・差し押さえと令状の記載
  - ・場所に対する令状で人を捜索できるか
  - ・誠実義務と真実義務との衝突

### 第3 過去問の出題例

#### 1 2012年度民事実務

<パネルを見せられて>

①では、事案の説明をします。よく聞いてください。会社員のAさんが、大学生で18歳のBとCに暴行を加えられ、怪我をして会社を休み、休業損害を含めて100万円の損害が発生しました。AさんがBさんに訴えを提起するとして、訴訟物は何になるでしょうか？

②では、Aさんは、その訴えを、どこに提起すべきでしょうか？

③では、次に行きます。本問の事案で、AさんはBやCに訴えるだけで十分でしょうか？

④では、BやCを相手として判決を得る意味はありますか？

⑤では、BやC以外に請求するとすれば、どうすればいいですか？

⑥本件で親の監督義務違反があると思いますか？

⑦平成18年にこれに関する判例があるのは知っている？

⑧次に行きます。この訴訟について、A勝訴の判決を下す場合、どのような主文になりますか？

⑨では、次ですが、BがAに対して、別の出来事によって、不法行為に基づく損害賠償請求権を持っていたとします。その場合、Aの請求に対してBは相殺の主張をできますか？

⑩では、両方の債権が不法行為債権である必要がありますか。

<次のパネルを見せられる>

⑪（BとCの言い分が挙がっている）Bは「(Aが先に手を出してきたから、自分の身を守るために、Aに暴行を加えた)」と言っています。Cは「(Bと同じです)」と言っています。よろしいですか。

⑫これは、何が問題になりますか。

⑬これは、不法行為に基づく損害賠償請求に対して、どういう関係になりますか。

⑭では、次に行きます。BがAに対して不法行為に基づく損害賠償請求をした場合は、どうすればよいですか？

⑮次に行きます。本件訴訟が進み、AとBCとが和解し、Aは請求を取り下げることになりました。Aは、裁判外の和解に基づいて、どうすることになりますか。

⑩では、次に行きます。本件訴訟において、BとCの訴訟代理人として、弁護士Qが事件を受任したとします。弁護士倫理上、何か問題になることはありますか？

⑪では、その場合に、弁護士Qはどのような対応をとるべきですか？

## 2 2012年度刑事実務

①まず、事案をよく聞いてください。Aが自己所有建物に放火し、保険金を詐取しようとしてしました。あなたなら、何罪で起訴する？1つだけ教えてください。

②じゃあ、Aの家族が旅行中に放火した場合は？

③そうだね。じゃあ、Aが一人で住んでいた場合に現住建造物放火にならないのはなぜ？条文の文言にしたがって教えてね。

④訴訟で、退職した元消防官で今私人のBが、本件放火について燃焼実験をして作成した火災原因報告書を、検察官が証拠調べ請求しました。その書面はどう扱われる？

⑤では、この書面を公判定で取り調べる証拠決定を裁判所がしました。これに対して、弁護人はどうやって争うの？

⑥じゃあ、書類の取調方法については、どうするの？

⑦証拠物の場合は？

⑧では、次に行くよ。よく聞いてください。訴訟は公判前整理手続に付されました。検察官は、Bの火災原因報告書や写真を閉じこんで、捜査報告書を作成しました。検察官が、これを証拠請求する場合は、どうするの？

⑨類型証拠として認められるための要件は？

⑩本件では要件がある？

⑪じゃあ、弁護人は、検察官の捜査報告書の証拠開示請求をする必要はあるのかな？

⑫そうだね。じゃあ、弁護人は、その書面を類型証拠開示請求する他に、どういう方法があるかな？

## 第5 出題傾向と対策

### 1 民事実務

- ・おそらく今年も、要件事実と手続民訴がメインだろう
- ・ただ、民法の実体法知識を問う側面が増える可能性がある
- ・要件事実が最優先  
問題研究レベルは最低限、できれば類型別レベルまで
- ・民法の実体法の知識の確認
- ・民訴の手続の確認、特に条文
- ・証拠関係も民訴は押さえない  
～二段の推定等
- ・できれば、民訴の論点もやっておきたい
- ・親族相続もやっておく！（民訴の論点と絡みやすい）  
例）遺産の確認の訴え、共有物と固有必要的共同訴訟

### 2 刑事実務

- ・刑法各論と刑事訴訟手続がメインだろう
- ・刑事訴訟手続は、捜査と公判及び証拠、どれが出てもおかしくない
- ・刑法・刑訴の論点のようなことも聞かれる
- ・刑法各論の知識の確認
- ・刑訴の手続の確認  
これがツートップ
- ・公判前整理手続の確認。重要度が増してきている。
- ・関連して、裁判員裁判の流れ  
「刑事第一審公判手続の概要」
- ・捜査、証拠法の論点
- ・刑事事実認定は聞きにくいが最小限の準備をしておく！
- ※犯人性、近接所持、殺意の認定など典型論点はしっかり！
- ※客観→主観の流れを大切に  
例）殺人罪でAが起訴された。Aは被害者の死体の側で、包丁を持って立っていた。Aは、被害者を殺したと自白している。  
→自白よりも、Aが被害者の死体の側で包丁を持って立っていたことの推認力をまず考える

### 3、法曹倫理

- ・基本的に弁護士職務基本規定及び弁護士法の解釈  
解説「弁護士職務基本規定」第2版 日弁連倫理委員会発行
- ・出るところはだいたい決まっている
- ・毎年聞かれるので、やっておかないともったいない

## 第6 問題の解答

### 1 2012年民事系

①では、事案の説明をします。よく聞いてください。会社員のAさんが、大学生で18歳のBとCに暴行を加えられ、怪我をして会社を休み、休業損害を含めて100万円の損害が発生しました。AさんがBさんに訴えを提起するとして、訴訟物は何になるでしょうか？

→不法行為に基づく損害賠償請求権。根拠は709条、719条1項  
※不真正連帯債務だということも聞かれるかも

②では、Aさんは、その訴えを、どこに提起すべきでしょうか？  
被告の住所地又は不法行為地を管轄する簡易裁判所  
※地方裁判所でもできる（民訴16条2項）

③では、次に行きます。本問の事案で、AさんはBやCに訴えるだけで十分でしょうか？  
資力がない可能性があり十分でない。

④では、BやCを相手として判決を得る意味はありますか？  
確定判決を得ておいて、資力を得た時点で執行する  
また、不法行為の短期消滅時効を10年にする意味もある

⑤では、BやC以外に請求するとすれば、どうすればいいですか？  
BやCの親に対して請求する

※根拠が聞かれるので、714ではなく709を挙げる

⑥本件で親の監督義務違反があると思いますか？  
BCが普段から素行が悪く、本件でも「誰かに暴行を加えてくる」と言ったのに止めなかった等の事情がなければ、監督義務違反はないと思う

⑦平成18年にこれに関する判例があるのは知っている？  
最判平18.2.24 親権者は犯罪を予測できなかったとして、監督義務違反を否定

⑧次に行きます。この訴訟について、A勝訴の判決を下す場合、どのような主文になりますか？  
「BとCはAに対し連帯して100万円を支払え」

⑨では、次ですが、BがAに対して、別の出来事によって、不法行為に基づく損害賠償請求権を持っていたとします。その場合、Aの請求に対してBは相殺の主張をできますか？  
できない。  
※根拠は民法509条

⑩では、両方の債権が不法行為債権である必要がありますか。  
受動債権が不法行為債権である場合のみ相殺できない。不法行為者の被害者

には現実に金銭給付をさせる必要性から

<次のパネルを見せられる>

⑪ (BとCの言い分が挙がっている) Bは「(Aが先に手を出してきたから、自分の身を守るために、Aに暴行を加えた)」と言っています。Cは「(Bと同じです)」と言っています。よろしいですか。

⑫これは、何が問題になりますか。

正当防衛が問題になる

※民法720条1項

⑬これは、不法行為に基づく損害賠償請求に対して、どういう関係になりますか。

抗弁となる。認められれば違法性が阻却され、請求棄却になる。

⑭では、次に行きます。BがAに対して不法行為に基づく損害賠償請求をしたい場合は、どうすればよいですか？

反訴を提起する

※別訴提起で弁論の併合を求めるでも可

※弁論の併合は裁判所主導なことも聞かれる可能性

⑮次に行きます。本件訴訟が進み、AとBCとが和解し、Aは請求を取り下げることになりました。Aは、裁判外の和解に基づいて、どうすることになりますか。

裁判外の和解は執行力がないので、執行証書を作成します(民執22条5号)

⑯では、次に行きます。本件訴訟において、BとCの訴訟代理人として、弁護士Qが事件を受任したとします。弁護士倫理上、何か問題になることはありますか？

BCの主張が異なった場合に、利益相反となる可能性がある。

※弁護士職務基本規定28条3号

⑰では、その場合に、弁護士Qはどのような対応をとるべきですか？

説明の上、辞任

※どちらかを辞任すればよいのか、両方辞任すべきなのは争いあり

## 2. 2012年刑事系

①まず、事案をよく聞いてください。Aが自己所有建物に放火し、保険金を詐取しようとしていました。あなたなら、何罪で起訴する？1つだけ答えてください。

A以外が住んでいないなら、他人所有の非現住建造物放火罪(刑法109条1項, 115条)

②じゃあ、Aの家族が旅行中に放火した場合は？

現住建造物放火

※最決平9. 10. 21 参照

③そうだね。じゃあ、Aが一人で住んでいた場合に現住建造物放火にならな

いのはなぜ？条文の文言にしたがって答えてね。

放火した犯人は108条にいう「人」にあたらぬから

④訴訟で、退職した元消防官で今私人のBが、本件放火について燃焼実験をして作成した火災原因報告書を、検察官が証拠調べ請求しました。その書面はどう扱われる？

同意あれば、証拠能力が認められる（刑訴326Ⅰ）

同意なくとも、321条4項で認められる

⑤では、この書面を公判定で取り調べる証拠決定を裁判所がしました。これに対して、弁護人はどうやって争うの？

309条2項で異議を申し立てる。

⑥じゃあ、書類の取調方法については、どうするの？

朗読

※305条1項

⑦証拠物の場合は？

展示

※306条1項

⑧では、次に行くよ。よく聞いてください。訴訟は公判前整理手続に付されました。検察官は、Bの火災原因報告書や写真を閉じこんで、捜査報告書を作成しました。検察官が、これを証拠請求する場合は、どうするの？

証明予定事実記載書面を提出して証拠請求する（316の13ⅠⅡ）

⑨類型証拠として認められるための要件は？

一定の類型証拠に該当すること、重要性、相当性（316の15Ⅰ）

⑩本件では要件がある？

はい（自分なりにあてはめをする）

⑪じゃあ、弁護人は、検察官の捜査報告書の証拠開示請求をする必要はあるのかな？

検察官がまとめた内容の書面が火災原因報告書と合致するか調査する必要がある。

⑫そうだね。じゃあ、弁護人は、その書面を類型証拠開示請求する他に、どういう方法があるかな？

主張関連証拠の開示請求（316の20Ⅰ）

— M E M O —

# 2016年予備試験口述試験対策のご案内

## 口述徹底対策講座

※本講座は通信講座です。

### 講座概要

口述試験は9割以上が合格する試験ですが、この合格率の高さが、油断を招いたり、却って受験生には大きなプレッシャーとして押し掛かります。特に、論文試験終了後、合格発表までの間に勉強から離れてしまった受験生は、論文式試験受験時のレベルの知識を取り戻すだけで精一杯で、口述試験プロパーの準備ができず、思わぬところで足をすくわれることも珍しくありません。このような事態を避けるためには、経験豊富な講師の指導のもと、入念な準備をする必要があります。

本講座を担当する武山茂樹LEC専任講師は、予備試験に合格している講師です。そのため、効率的に口述試験対策を指導することができます。また、直前期の受験生の心理状態も熟知しているため、受験生が陥りがちなミスを回避する方法やメンタルの在り方についてまで、微に入り細にわたる指導を行うことができます。

合格発表後に慌てて山当て対策に走らず、絶対合格の王道を歩むために、本講座を活用して、早めに口述試験対策を開始することをお奨めします。

担当

武山 茂樹  
LEC専任講師



**Profile:** 北海道出身。京都大学法学部卒業。国家公務員一種試験（法律職）最終合格。弁護士（第二東京弁護士会）LECで公務員や宅建講座を教える中、第1回予備試験に合格。予備試験合格は世間で言うほどには難しいことを伝えるため、予備試験の講師となる。司法試験合格後は、司法試験講座も担当するようになった、マルチ講師。「あなたがあきらめない限り全力でサポートします」との姿勢で今日も教壇に立つ。

Web配信・発送開始日

8月29日[月]

回数

全1回(予定)

### 受講料

＜解約・返品について＞  
・弊社所定の書面をご提出下さい。実施済受講料、手数料等を清算の上返金いたします。教材等の返送料はご負担いただけます。  
・詳細はLEC申込規定（<http://www.lec-jp.com/kouzamoushikori.html>）をご参照下さい。

### ■口述徹底対策講座

受講形態	講義形態	申込形態	回数	一般価格	大学生協・ 書籍部価格	代理店 書店価格	講座 コード
				税込(8%)			
通信	WEB/音声 DL/スマホ	一括	1	3,000円	2,850円	2,940円	LB16699
	DVD			4,000円	3,800円	3,920円	LB16699

※一般価格とは、LEC各本校・LEC提携校・LEC通信事業本部・LECオンラインショップにてお申込される場合の受付価格です。※代理店価格とは、LECと代理店契約を結んでいる大学内の生協、購買会、書店及び一般書店（大学内以外）にてお申込される場合の受付価格です。※大学生協・書籍部価格とは、LECと代理店契約を結んでいる大学内の生協、購買会、書店にてお申込される場合の受付価格です。※上記代理店価格、大学生協・書籍部価格、代理店書店価格を利用される場合は、必ず本冊子を代理店窓口までご持参ください。※提携校通学とは、LEC提携校でWebまたはDVD講義を受講する場合の受講料です。お申込みは、直接、提携校窓口にてお願いします。LEC本校・オンラインショップでは受付できません。※お客様がコース・講座を注文された場合のご注文取消し・解約等については、「LEC申込規定」3.【解約・返金等】をご参照ください。

## 予告 予備試験口述模試

[東京会場] [大阪会場] 完全予約制・無料

### 講座概要

予備試験の最終関門となる「口述試験」。LECでは本番さながらの「口述模擬試験」を行います。

受講料は全員無料!論文式試験合格者の皆様を最終合格までバックアップいたします!

実施日

2016年10月15日(土)・16日(日)

対象者

今年度予備試験論文式試験合格者限定

予備試験サイト

[http://www.lec-jp.com/yobi\\_shiken/](http://www.lec-jp.com/yobi_shiken/)

会場

【東京会場】LEC中野本校  
【大阪会場】LEC梅田駅前本校

受講料

無料

論文式試験合格発表日(10/6(木)16:00頃)よりエントリー開始!エントリー方法・定員等の詳細は10月初旬よりLEC予備試験サイトにてご案内いたします。



# 平成28年 予備試験論文問題解析講座

LEC予備試験  
ホームページへ

## 憲法・行政法

LG16207  
**7/31 (日)**  
16:30~17:30

武山 茂樹講師

生講義：水道橋本校  
全国同時中継あり

武山 茂樹  
LEC専任講師



## 刑法・刑訴法・ 法律実務基礎科目

LG16208  
**8/6 (土)**  
16:00~18:00

柴田 孝之講師

生講義：渋谷駅前本校  
全国同時中継あり

柴田 孝之  
LEC専任講師



## 民法・商法・ 民訴法

LG16209  
**8/7 (日)**  
17:30~19:00

赤木 真也講師

生講義：梅田駅前本校  
全国同時中継あり

赤木 真也  
LEC専任講師



## 口述試験対策

### 夏から始める口述対策

LG16210  
**7/31 (日)**  
18:00~19:00

生講義：水道橋本校 全国同時中継あり

### 口述試験直前対策

LG16211  
**10/8 (土)**  
11:00~12:00

生講義：渋谷駅前本校 全国同時中継あり



武山 茂樹  
LEC専任講師

LEC予備試験  
ホームページへ

## 特待生試験 全国で実施！ 論文問題を解いて最大50%割引

第1回 LQ16463

**7/22 (金)**  
18:00~19:00  
全国のLEC各本校で実施

第2回

**8/26 (金)**  
18:00~19:00  
全国のLEC各本校で実施

論式試験問題を解いて点数に応じて最大50%の割引をいたします。当日20:00頃に結果発表。割引券を発行します。スタートダッシュをかけるチャンスです。これを機会に学習を始めましょう。

LEC予備試験  
ホームページへ

## 再現答案 募集の お知らせ

再現答案をご提出していただくと **最大7万円進呈!**

- 採用されると**1万円進呈!**
- 成績表を提出するとさらに**1万円進呈!**
- 上位合格者はさらに**5万円進呈!**

**れっく LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2016 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU16732